

平成25年度第4回我孫子市農業振興協議会 会議概要報告

1. 会議名称： 我孫子市農業振興協議会
2. 開催日時： 平成25年11月18日（月）午後2時から
3. 開催場所： 名戸ヶ谷あびこ病院 7階 大会議室

出席委員 (12名)	高田委員、齋藤委員、須藤委員、染谷委員、成島委員、鈴木委員、 秋田委員、三宅委員、白澤委員、大炊委員、大井委員、小林委員
欠席委員 (3名)	森委員、松岡委員、中野委員
事務局 (6名)	徳本農政課長、増田農政課主幹、岩田農政課長補佐、大井主査長、 遠藤主査、須田主事
オブザー バー	千葉県東葛飾農業事務所 阿部次長

4. 議 事
 - (1) 諮問事項
諮問第1号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案について
 - (2) 協議事項
協議第1号 農業振興地域整備計画の管理要領（案）について
 - (3) その他
5. 公開・非公開： 公 開
6. 傍聴人及び発言者： 傍聴人 なし
7. 会議に配布した資料
 - ①会議次第
 - ②「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」新旧対照表
 - ③農業振興地域整備計画管理要領（案）
 - ④平成26年度交付補助金評価・判定表
 - ⑤神戸地裁・佐賀地裁の判例
8. 会議の概要
 - (1) 開会
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 議事
 - (4) その他
 - (5) 閉会

開会前

○事務局（大井主査長） — 配付資料について確認 —

午後2時 開会

○鈴木会長

ただ今から、平成25年度第4回我孫子市農業振興協議会を開会いたします。

皆さんこんにちは。11月になりましたけれども、この1年振り返ってみますと暑かったり、寒かったり、雨が降ったり、台風が来たり、いろいろありました。

福島原発にかかる除染では、市長さんとお会いしたときに、我孫子市の公園、学校等、12月でほとんど終わりますよと話をされていました。また、苦勞して、お金もずいぶんかかっているの、必ず東電からお金をもらいますよということでした。

夏は我々の想像がつかないような気温で、35℃を超える日が毎日続きました。要するに猛暑ですね。農家にとっては大変厳しい夏でした。秋になって、10月になれば、毎週台風が襲来して被害が出ております。台風18号による京都の河川の堤防決壊、台風26号では伊豆大島で大変な土砂災害があり、いまだに行方不明者の方がいるという状況です。我孫子地区においても250ミリの雨が降ったと聞いております。250ミリというのは聞いたことがありません。実際大雨が降って、布佐の都を中心にして床上・床下浸水の被害があり、先日、松島議員とお会いしていろいろお話を聞きましたが、昭和16年に確かに水害はあったけれども、床上まで来たのは初めてだとおっしゃっていました。

災害については、公助・共助・自助の3原則が良く言われますが、公助・共助については互いに支え合うこと、自助については普段から準備をして自分で守るということで、これが一番大事なことだと聞いております。災害に備えるという意味で、地震、水害、火災もそうですが、普段から自ら準備をして災害に備えるということが一番大きな対策だと聞いております。いずれにしても、災害はいつ来るかわかりません。従いまして、我々含めて、皆さんと共に気を付けていきたいと考えております。

本日は、第4回協議会でございますけれども、諮問事項1点、協議事項1点ございます。限られた時間ではありますが、ご協力をお願い申し上げましてご挨拶に代えさせていただきますと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

諮問第1号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案について事務局から説明をお願いします。

○事務局（遠藤主査）

— 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案について説明 —

本日、委員の皆様からご意見をいただき、今後は農協、農業委員会、土地改良区から意見聴取を行い、必要があれば修正をして、来月、千葉県知事に協議の手続きを行う予定です。

○鈴木会長

説明が終わりました。最終原案について事務局から説明をお願いします。

○三宅委員

今、ご説明していただいた構想の修正点というのは前回の第3回で説明していただいた内容と変わった点はあるのですか。

○事務局（遠藤主査）

先月、ご説明させていただいた案と大きくは変わっておりません。その後、一部修正を加えておりますが、内容的に大きく変わったところはありません。

○鈴木会長

三宅委員、さらにありますか。

○三宅委員

わかりました。私は特に異論はありません。前日も発言させていただきましたけれども、こういった計画というのは、計画を作って終わりとなるのでは意味がない。行政の立場で、ぜひとも計画を作った以上、現実がどう動いているのか、それと対比をしながら、確実に目標に向かって進んでいくようお願いしたいと思います。

中身の点で農政課の中でどのようなイメージを持っているか、お聞きしたいことがあります。資料1の4ページ（1）新鮮でおいしい地場産品や農業体験など農村の魅力に触れ合える機会を提供することにより、農業に対する市民の理解を深め、また、グリーン・ブルーツーリズムの推進による都市と農村の交流や観光と連携した農業の6次産業化の促進とあります。これは第3回農業振興協議会の資料でもありましたが、グリーン・ブルーツーリズムを推進するというのは、現在、農政課の立場でどのようなイメージを持っているか、教えていただきたいと思います。

○事務局（徳本課長）

グリーン・ブルーツーリズム推進は、県の意向でもありますが、我孫子市においても農業振興基本条例にも定めさせていただいていて、その考え方に即して記述したものだと考えています。グリーン・ブルーツーリズムとありますが、資料1に書いてあるような観光農園をまずは考えています。我孫子市の施設で言えば市民農園で、これは基本的に市民に使ってもらう。農家開設型の体験農園ですと、我孫子市民に関わらず、近隣市の方々、遠隔地の方でも来ていただいて体験していただけます。そんな仕組みになっています。

また、根戸新田等では、いも堀り体験をやっていたり、農家の方によっては都内の学校の方々が体験で収穫に来てもらったり、こうした交流人口拡大にもつながるような、地方のグリーン・ブルーツーリズムでもやっていますけれども、いろんな仕掛けをしていきたいと思っています。

並行して、今後、農業拠点施設を整備していく計画もあります。農業拠点施設の整備に関しては、体験や情報発信ですとかも進めていくことで、我孫子市にとっても交流人口の拡大につながると、そういうイメージを持って農業の振興策を考えていきたいと思っています。

○鈴木会長

この間、農業まつりと一緒に行われた蕎麦まつりについて、我孫子市で栽培した蕎麦を使っていたとか、他所から仕入れていたとか、6次産業化の観点で教えていただけますか。

○事務局（徳本課長）

蕎麦に関しては、茨城県では転作等でかなりのところで栽培されているところがありますが、我孫子市は、転作で蕎麦を栽培している方は特にいません。蕎麦をやっている方も自家用での取り組み程度だと思っています。アンテナショップで蕎麦まつりを始めた時には、根戸新田地区の遊休農地を使って市民グループが蕎麦栽培を手掛けていまして、その蕎麦をせっかくだから何かしら活用して、蕎麦のイベントの時にでも使ってもらえたらいいなということで、その蕎麦粉が提供されました。

今年については、その蕎麦栽培に取り組んでいた市民グループが辞めてしまったため、地場産の蕎麦粉は使われませんでした。今後そういった機会があれば、うまく結びつけて、我孫子市の蕎麦を使ってもらって、地産地消や我孫子市のイメージアップにつながるような仕掛けを考えていきたいと思っています。

○鈴木会長

白澤委員、お願いします。

○白澤委員

資料1の4ページ(1)についてですが、我孫子市として観光農園はお考えにはならないのですか。と申しますのは我孫子市にはいろいろ名所があります。大正の終わりから昭和初期にかけて「北の鎌倉」と言われたぐらい志賀直哉や武者小路実篤など、有名な方の居室があったわけです。

そういうところを観光しながら、我孫子市の産物、例えば、トマトやブルーベリー、いも堀り等、子ども達が体験できるようなツアーをやったり、それに対して地元の農産物直売所あびこんに寄ってもらって買ってもらうとか、連動した形をとられるのかお聞きしたいです。

○事務局（徳本課長）

今後というところで見ると、農業拠点施設を整備する中では多様な仕掛けをしていきたいと思っています。運営の核となる農業者組織の方と連携し相談もしながら、仕組みを考えていかなければならないと思います。今後の仕掛けとしては、我孫子市民だけではなく、外からの交流人口の拡大につながるような仕掛けを、「体験」等を含めて考えたいと思います。

グリーン・ツーリズムでは、地方でよく話題になるものとして、クラインガルテン等をおして町おこし、村おこしにつながるような事業にしていくことはありますが、我孫子市はこれまでそういうような考え方はとっていません。我孫子市がそのような施設を公設で作って、我孫子市外の方に来てもらうという事業は考えない、そういうスタンスでやって来ました。

できれば農家の方が主体でやっていただければという思いはありました。その考え方の一つが、手賀沼沿いで「農舞台」と呼んでいた構想です。農舞台の考え方は、手

賀沼沿いの農家の方が主体となって仕掛けをしていく、それを市がしっかりと応援していく仕組みを組み立てようと思っていたのですが、農舞台の考え方である「農家の方が主体となって取り組んでいく」ことは無理があるということになりました。そしてこのたび、その考え方自体は一旦清算をして、農舞台の基本的な考え方は取りやめにしました。

その代わりですが、我孫子市の手賀沼沿いの農地は非常に貴重な景観を形成しており、自然環境としても重要なものとして位置付けていますので、そこで農業を継続して頑張っていた方に対しては必要な支援をしていく、そういうスタンスに切り替えました。

主人公は農家の方ですので、丁寧に農家の方と話し合いをしながら、仕掛け作りを考えていきたいと思います。

その他で言えば、お米をやっている農家の方が、都内の方、学校と連携している取組をご説明しましたが、そうしたことは情報発信しながら、我孫子にぜひ来てみたいだとか、こんな体験してみたいだとかがあれば、マッチングだとか、工夫はぜひしていきたいと思います。

○鈴木会長

須藤委員、お願いします。

○須藤委員

農政課で作成した構想の中に、農協それから土地改良区があります。全面的に援助を受けて検討してもらえるのでしょうか。というのは、この間、あびこんの会議で、店に品物が無い時があり、そのために生産者が作っていくためには栽培指導が必要じゃないか、そういう話がでました。しかし、個人でやるのは大変なのでそういうところに農協さんが入ってきてもいいのかなど。それから改良区の場合ですが、水田の場合、改良区の賦課金が10a 当たり約1万円かかる。10a あたり約1万円ということは1反あたり10俵とった場合に生産コスト1,000円かかる。その辺ももう少し改良区に検討していただきたいと思います。

事務局から、農協と土地改良区等にこの構想について検討して頂くとご説明がありましたが、本当に全面的に協力してもらえるのか、行政だけでは絵に描いたような形、文章だけになってしまうと思います。

○鈴木会長

貴重なご意見ありがとうございました。

○事務局（徳本課長）

補足ですが、資料1の10ページ、11ページには個別経営体の指標が示されています。水稻専作、露地野菜専作においても、厳しい状況の中で農業者を育てていくためには、須藤委員がおっしゃられたように、行政だけではなく、農協、土地改良区、農業委員会の関係機関が連携していかなければならないと思っていますし、市民の方、事業者の方にも農業の大変厳しい状況をよく理解していただいて、我孫子市の「農のあるまち」をしっかりと継続させて発展させるために、みんなで支えていくという仕組み作りが必要だと思っています。連携するいい提案があれば、お話いただければあ

りがたいと思います。

○鈴木会長

他に意見やご質問等はありませんか。

—「なし」という声あり—

○鈴木会長

それでは諮問第1号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案について質疑を打ち切ります。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案については、同意するということで答申することで異議ございませんか。

—「なし」という声あり—

○鈴木会長

異議ないものと認め、諮問第1号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案については、同意することで答申することといたします。

つづいて、協議第1号の農業振興地域整備計画の管理要領（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（大井主査長）

—農業振興地域整備計画の管理要領（案）について説明—

予定では、協議事項として協議をお願いする予定でしたが、現段階では条文化するために市の政策法務室に投げかけをしている状態であるため、今回の農業振興協議会では協議することができませんでした。政策法務室と調整をさせていただいた上で、年明けになるとは思いますが、お示ししたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（徳本課長）

—神戸地裁と佐賀地裁の参考資料を配布—

補足してお話させていただきます。

先般、農業振興地域整備計画の管理要領をご説明したときに、農業振興地域整備計画を策定したり、変更したりというのは、処分性がない、行政処分として扱われていないとお話しました。これは、国も県もそういう考え方で、我孫子市もその考え方をとりますよというお話をする中でご了解をいただいているところですが、お手元にお配りした神戸地裁の例は、農振計画の農用地利用計画、これは処分性が認められる、というような考え方となっています。佐賀地裁の方は、逆に処分性は認められませんよ、という考え方になっています。

それぞれ訴えられた経緯は違いますが、一つは縦覧の手続きだとかきちんに行われなかったなど手続き上の瑕疵があるから違法である、というように訴えられて、それが認められなかった判決の理由の中で、処分性がある、ない、の判断がされています。

もう一つの方は、農用地区域にその土地を編入するということで農振計画の変更がされて、農用地区域に編入されてしまえば、土地利用について制約の影響を受けることになるのでそれは認められないよという立場から訴えられています。結果的に編入することについて市が立てた計画、これについては、行政処分ではないということで

判断されています。

参考までにということで配付させていただきました。

○鈴木会長

我孫子市で以前にこういった事例はありましたか。

○事務局（徳本課長）

裁判になった事例はありません。我孫子市の農振計画は、昭和49年に最初に作られ、その当時、異議の申出はありました。最初ですから、なぜ自分のところが農用地区域に編入されるのか、除外してくれ、というのはあったようです。古い資料を見ると残っています。結果的には当初の計画案通りとなったようですが、裁判になったことは今まで我孫子市ではありません。

○鈴木会長

小林委員、お願いします。

○小林委員

ご説明ありがとうございます。おそらく私がこの前、行政訴訟と不服審査法の関係で質問したことに対して判例を示していただいたものだと思います。これはあくまで行政訴訟の問題ですよね。行政訴訟ですから、裁判所が関係すると思います。行政不服審査法というのは直近の上級庁に対して処分を取り消すか否かという申立だと思います。その辺を踏まえて心配する懸念があるとすれば、考えておいた方がいいと思います。危機管理の1つとして、土地を持っている方のことも考えていただきたいと思います。

それから、資料を頂いた中で教えていただきたいことがあります。資料2の要領案で、1ページの3の3で軽微な事例ということがありますが、具体的などのようなものでしょうか。また、すみやかという言葉がありますが、該当する事案があれば教えてください。

○事務局（徳本課長）

今手元に資料がありませんので、申し訳ありませんが概略的にご説明します。例えば、大字名、小字名が変わったりする、その土地の表示上の変更だとか単純な変更については軽微な変更の扱いとされています。こうした時には我孫子市長が公告手続きするだけで変更することができます。農振協議会に諮って意見をもらってからやらなければならないのかというと、そういうものでもないだろうと考えます。

また、土地収用法によって、法的手続きでその土地を事実上除外・転用することが適当だと認められたような案件であるならば、軽微変更による農用地区域除外として認められることとなります。こうしたものも速やかに事業化をしなければならないものがあれば速やかに公告を行い、そうではない場合には、予めこの農振協議会で手続きをとることを考えています。

土地収用法の案件で言いますと、桃山公園の下の駐車場を整備する時に、用地取得は土地収用法に基づいて行いました。農振法の手続き上は、農振協議会等の意見を聞く必要はないのですが、なるべく農振協議会の意向を把握した上で手続きを進めたいと思いましたので、諮問をして答申をいただいた上で手続きを進めさせていた

だいた経緯があります。

急ぐ場合の案件であれば省略させていただく場合がありますが、一般的にはなるべくこの手続きを踏んでいこうと考えています。

それから軽微変更ではよくある案件として、農業施設用地への用途区分変更の案件があります。ライスセンターや農業用倉庫を作る、こうしたものを整備するときには、用途区分の変更が必要で、これは軽微変更になります。最近で言えば根戸新田のところで倉庫を作るという案件がありました。手続き的には農振協議会の意見をもらうことは必須条件ではないのですが、意見をもらった上で手続きを進めました。建物をつくる場合等には、農地法の手続きを行う、また建築確認をとる、その他関係する法令があれば、その後手続きが行われることとなりますが、例えば、秋の収穫期までに何らか施設を整備したい等急ぐ場合、農振協議会を招集して意見をもらって、1ヶ月、2ヶ月過ぎてしまい、その後建築確認をとる手続きをしていたら1シーズン遅れてしまうことになりかねないということもあります。このような場合は、農業者の意向を尊重しながら、場合によっては先行して変更の手続きを行うことも考えられます。農振法の軽微変更の要件に即したものでなければいけませんが、それは個別に判断していけるような書き口にさせていただいております。

○鈴木会長

小林委員、さらにありますか。

○小林委員

ご説明ありがとうございました。1つ希望とすれば、この協議会の形骸化を防ぐために公告後の報告はできるだけ避けるべきだろうと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木会長

東葛ふたば農業協同組合では、3店舗を1店舗に統合しようということで、旧沼南町の箕輪地区で建設を予定していますが、箕輪地区については農振区域であり、普通であれば建物は立ちません。しかしながら、どうしても将来的に農協を整備しなければならないということでご審議いただき、許認可をいただきました。柏市農政課の協議会、県の協議会を通じて、正式な手続きの上で事業計画を進めております。

やはりそういう1つの例が出た場合には審議会でご審議いただくということが鉄則だと思います。参考意見として申し上げます。

○鈴木会長

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員

補足説明になりますが、農業用の建物を建てるような場合には今、鈴木会長からもありましたが、農業委員会としても、極力農家側からスムーズに認定できるようにしています。倉庫を作る時には農家の思うようにできるように努力しています。

○鈴木会長

他にご意見ありますか。

—「なし」という声あり—

○鈴木会長

ないようですので、その他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（大井主査長）

—資料3 平成26年度交付補助金評価・判定表について説明—

○事務局（徳本課長）

補助金検討委員会でこのような採択をいただいたということで来年度の予算編成に反映させるべき予算要求の手続きをしております。予算全体としては、限られた財源の中で編成されることとなりますので、要求したとおり予算化されるかどうかわかりませんが、予算要求をさせていただいているということでご理解いただければと思います。必要な要綱の改正の手続きは、予算が確定した段階で、その前に準備はしておきますが、3月末に要綱改正ができるように準備をしていきます。4月1日からスタートができるような段取りで進めていきたいと思っています。

有機栽培等農家支援事業補助金については、29点で、付帯意見がついていますが、出された意見を良く拝見すると、この補助金はここを工夫しろとか、こういったところを考え直せというご意見ではなく、頑張っただけで進めて欲しいというような意見だと受け取れます。そういう意味では要綱改正の手続きをしっかりと行って、その事業効果を検証しながら、意見に書かれているようにこの補助金の執行率を上げるように農家の方々と一緒に取り組んでいきたいと思っています。

○鈴木会長

三宅委員、お願いします。

○三宅委員

この補助金評価・判定表の中で時代度という項目がありますが、どういったものなのでしょう。また、有機栽培等農家支援事業補助金について、なぜ30点を超えなかったのでしょうか。付帯意見を見て想像すると、現在実績がないからという意味でしょうか。意見の中で対象予定者がいないという現状で、施策を検討する必要があるのではないかという意見もあります。その辺が弱い部分であったのかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（徳本課長）

時代度については申し訳ありませんが、私からは説明ができません。イメージで皆さんに見ていただければと思います。脚光を浴びるからということもあるのかと思いますが、これは、補助金検討委員会ならではの項目だと思います。農業施策は地に足を着けて、農家の皆さんが農業を続けていって、また頑張っただけで後継者を育てていくという息の長い話でやっていかなければならないと思いますので、ここでいう時代度の点数にあまり囚われずに対応を考えていきたいと思っています。

有機栽培等農家支援事業補助金について、対象予定者がいない現状で、というご意見は、おそらく有機JASの認証にかかる件だと思っています。有機JASの認証を受ける農家の方は、今我孫子市にはいらっしやらないという現状がある中で補助金の制度としては設けていますので、これは考えたかどうかというご意見だと思います。ただ、そういうような、チャレンジをしていこうとする農家がいらっしやった場合に

しっかりと支援をしていく仕組みは作っていききたいという趣旨ですので、これはこれでやっていこうと思っています。

○鈴木会長

この来年度予算要求している新規就農者補助金、有機栽培等農家支援事業補助金、(仮称)我孫子市手賀沼沿い農地活用補助金について、全体で予算計上するのか、小分けにして計上するのか、その辺、説明をお願いします。

○事務局(徳本課長)

予算要求は事業ごと科目ごとに行いますが、補助金の科目は1つでとります。補助金の中で、内訳で書いているところ、農地面積でしたら耕作者面積いくら分、設備投資の補助金でしたら何人分とかで積算をしています。

来週、企画課・財政課によるヒアリングがありますので、しっかりと主張して農業振興施策に必要なものだと説明していききたいと思います。

○鈴木会長

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員

新規就農者の方については、農政課さんに骨を折っていただきまして、また今後も数名出てくると思います。この間ですと、北新田で新しく始められる方がいます。そういう方については、補助金がないとやっていくことができないのでしょうか。3項目補助事業がありますが、割合としてはどれくらいのでしょうか。

○事務局(大井主査長)

予算要求段階で満額とれるかはわかりませんが、新規就農者補助金について、約500万弱、手賀沼沿い農地活用補助金については約1,300万弱、有機栽培等農家支援事業補助金については、約250万弱の予算の計上をしています。

○事務局(徳本課長)

新規就農者の方は現在13名いらっしゃいます。予算要求では、その分にプラスして、26年度に参入してくれる方、発掘も含めた伸び代分をみて予算要求をしています。先般、ご説明させていただいた補助金交付要綱案の基準単価をもとにこれぐらいの数量だということなので試算をして予算要求をしています。

10月、11月の予算編成時期にそれぞれ該当する農家の方に意向を確認させていただいて、例えば設備投資だったら補助金を使うかどうか、有機栽培等補助金等についてもどのくらい取り組むかなど、農家の方にアンケート等で申出をしてもらい、申出があった方の分に少し上乗せをして、アンケートに答えていない方も取り組めるように上乗せ分を見て予算編成をしています。

○鈴木会長

成島委員、お願いします。

○成島委員

我孫子市だけで約500万の予算をとって新規就農者に補助金を出しているのでしょうか。国や県の補助金はまた別途で支出されるのでしょうか。そのあたりを教えてください。

○事務局（徳本課長）

これは市の単独事業です。国の制度についてもその制度が使えるように手当てはします。環境保全型農業等もそうですし、国の制度が使える方には使えるように進めていきたいと思います。

○鈴木会長

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員

遊休農地を解消されて、新規就農者の方は100%近くの確率で直売や出荷販売をしたいというようになると思います。その点について、農政課でも新規就農者の方がうまくレールに乗れるようにしてほしいと思います。

○鈴木会長

大炊委員、お願いします。

○大炊委員

補助金検討委員会はどのような方々で構成されているのでしょうか。その方々は農業の現状をどれくらい理解していただいているかによって、評価の内容が変わってくると思います。参考に教えていただきたいと思います。

○事務局（徳本課長）

構成員については多岐にわたっています。例えば、農業分野、福祉分野をそれぞれ検討する補助金検討委員会がある訳ではなくて、我孫子市の補助金全体について一括してまとめてこの5人の方が評価しています。ですから、中には福祉分野が詳しくても、農業分野は詳しくない方だったり、農業分野が詳しくて、福祉分野が詳しくない方がいらっしゃるかもしれません。

おそらく皆さん、5人が5人とも万能ではないと思います。それぞれ皆さん得意分野、不得意分野があると思います。調書自体はそんなにボリュームが大きいわけではないので、出した調書から読み取れる範囲で審査をしていただいていると思います。その中でこういったコメントを出されたのは、他の委員さんが発言されたことが要約されてこのような形で捉えられたのかなと思います。

○鈴木会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

新規就農者は私の地区で3人いますが、個人差が激しいと思います。本当に国のお金をもらう新規就農者なのかなと感じる人もいます。ぜひ営農指導を農業事務所さんで行っていただきたいと思います。生まれ育ちが農家であれば、我々からすると最初だからしょうがないかと、これぐらいは我慢できるかなという、そんな農業経営をしている方もいます。一方、そういう世界からではなくて新規就農者になった方は、昔のルールを考えないで作付したり、活動している方もいます。我々から見るとお金目的じゃないかとも思ってしまいます。まわりの農家の人達の評価がそちらにいつてしまう。

我孫子市は協力的に活動していて、新規就農者を迎えているという話を聞いていま

すけれども、その点を十分に考えてやっていただきたいと思います。これが今まで百姓をやってきた者の希望です。新しいことだけではなくて、地区のルールがあるというのを先に教えていただきたいと思います。

○事務局（徳本課長）

貴重なご意見ありがとうございます。その点については配慮をしなければならないと思っています。担当職員の方にも、新規で就農する方には、その地区の農家組合長の方に御挨拶に行ったり、周辺の土地の方に対しても、なるべく一緒に同行して挨拶しなさいよと話しています。それは徹底してやっていきたいと思っています。そこで悪い印象を与えてしまうと、本人もやりづらいし、周りとの関係も最初にボタンの掛け違いをしてしまうと決していい方向にはいかないと思っています。その点については気を付けていきたいと思っています。

営農指導も、新規就農者の場合は定期的に担当者と農業事務所の改良普及員さんと一緒に圃場を見に行ったり、実際に作付状況を確認したり、場合によっては面接をして指導をするようにしています。高田委員がおっしゃられたように、個人差がありまして、一生懸命やっている成果が出ている方もいれば、空回りしかねない方もあったりしますので、その辺は丁寧にサポートをしていきたいと思っています。

○鈴木会長

阿部次長、お願いします。

○オブザーバー（東葛飾農業事務所 阿部次長）

今のことにつきまして、県の方でも改良普及課で市と一緒に農家の指導という意味では実際やっております。ただ、私どもの方も個人的に農家の方とお話させていただいて、いろいろな意見があるということも聞いております。特に地域とうまくやっていない人、栽培の方も技術が伴っていない人は、それ相応の収入を得られる状況にないということも把握しております。

そういう面では、元々農家をやろうという意欲の個人差が非常にありまして、そちらについては、レベルに応じて改良普及員を通じて対応させていただきますが、昔からやっている農家の方から見れば、粗暴的な栽培をされていてとてもこれは農業とは言えない状況だと指摘すると、それに対して有機に近いようないろんな意見を自らの経験を論理立ててやる方もいて、中々私どもの意見もすんなり聞いていただけない現状があるのは事実です。

ですけれども、生活が成り立たないことには話になりません。実際に今のところ国の方からお金をいただいている背景があって、それに甘んじて粗暴的な栽培も許されているという甘い考えも一部あるかと思いますが、いずれこのお金も何年か後には無くなるわけですので、その時に自立できるような体制づくりということで、これからも私どもも皆様のご協力を仰ぎながら、対応させていただきたいと思っています。

こういうご意見があるということを改めて改良普及課にその事例も話したいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

例として先程お話した3名の方で、今年度新しく来た方は別として、私の側にいる方は借りた周りの畑をトラクターの幅だけ作付しないんです。中の作付は確かにさつまいもがあるんですが、もう1人の方は染谷委員の隣接地なのですが、さつまいもが2メートルに1本ぐらいしか畝を作っていない。そうすると夏場に周りは約1メートル雑草が生えて、染谷委員はそこを刈りました。片方の隣接する方はそこを刈れよと要求してみたいです。私の隣でやっている方は、夏見てますと間に合わなくなると耕運している。小さい時に農家で育ったのかなと推測がつかます。そういった世界を知らない方が就農しますと、何とかやれるだろうと作付して、間に合わなければそのままになってしまう。農政課の方でも、農業で作物を作る前、間に合わなくなったら耕運するだとかということではないということをお話ししてもらいたいと思います。周りに草が生えていても一生懸命やっているからしょうがないなど、そういうような発想で見られると思います。よろしくをお願いします。

○事務局（徳本課長）

その点については丁寧にサポートしていきたいと思います。

○鈴木会長

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員

新規就農者の意欲を高めるために会合等はやっているのですか。

○事務局（徳本課長）

会作りもしてもらおうと思っています。情報交換を行うことや、お互いに連携をとりたいということもあるでしょうから、今、「菜に鋤ぬ会」（なにくわぬかい）という仮の名前でその会を立ち上げようとして規約等を準備しています。市が新規就農者の方々にいろいろな話を伝えたり、新規就農者の方々からも声を吸い上げる必要もあると思っていますので、そういった場を今も設けていますが、今後も引き続きやっていきたいと思っています。

高田委員がおっしゃられたように、個別のサポートもしっかりとしなければならぬと思っています。それぞれの状況に合った形で栽培指導又はしきたりの指導、そうしたことも含めてやっていきたいと思っています。

○鈴木会長

他にありませんか。

ーなしの声ありー

○鈴木会長

以上をもちまして平成25年度第4回我孫子市農業振興協議会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

午後3時30分 散会